



宮 開 第 40 号
令和 7 年 12 月 3 日

関 係 各 位

宮崎市長 清山 知憲
(公 印 省 略)

市街化調整区域内の災害危険区域等における建築物制限に対する緩和措置について（お知らせ）

本市の都市計画行政につきまして、日頃よりご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和 4 年 4 月 1 日より施行された改正都市計画法により、市街化調整区域の既存集落内において、敷地に災害危険区域等を含む場合、防災上の観点から、原則建築許可はできないこととなっています。

ただし、本市が認める「安全上及び避難上の対策」を講じる建築計画の場合は、例外的に建築許可の対象としております。

この度、土砂災害防止法第 7 条によるイエローゾーン（土砂災害警戒区域）を除き、建築物を建築する場合であって、宮崎県建築基準法施行条例第 5 条（崖条例）に抵触しない配置として、「本市が認める安全上及び避難上の対策」が講じられたものについては、規制を緩和しましたのでお知らせします。

詳細につきましては、本市ホームページに公開していますので、ご確認をお願いします。

○掲載先

宮崎市ホームページ＞産業・事業者＞建設・開発＞開発許可

＞市街化調整区域内の災害危険区域等における建築物制限に対する緩和措置について

- ・ 3.土砂災害防止法第 7 条によるイエローゾーン（土砂災害警戒区域）を除き、建築物を建築する場合であって、宮崎県建築基準法施行条例第 5 条（崖条例）に抵触しない配置とし、「本市が認める安全上及び避難上の対策」が講じられたもの
- ・ 上記 3（土砂災害防止法）に係る本市が認める安全上及び避難上の対策について

文書取扱

宮崎市都市整備部開発審査課

電話：0985-21-1818

E-mail：30kaihatu@city.miyazaki.miyazaki.jp